

将棋セット及び中将棋セット貸出事業実施要項

(平成30年8月1日制定)

最近改正 平成31年4月1日

1 目的

島本町指定文化財第1号である「水無瀬駒 関連資料」の保護及び啓発の一環として、本町における将棋文化の発展と普及を図るため、将棋及び中将棋の貸出事業を実施する。

2 実施内容

次の各項のとおり、将棋セット及び中将棋セットの貸出を行う。

(1) 貸出物品等は、次表のとおりとする。

貸出場所	受付時間	貸出物品	
		館内	館外
歴史文化資料館	午前9時30分から午後4時30分まで	① 将棋セット ② 中将棋セット	③ 中将棋セット
ふれあいセンター 1階 受付	午前9時から午後8時30分まで	④ 中将棋セット	⑤ 中将棋セット

※ 貸出場所の休館日を除く。

(2) 貸出方法等は、次のとおりとする。

ア 前項①及び②の場合

- (ア) 対象者：制限なし。
- (イ) 貸出方法：受付において申出。
- (ウ) 貸出期間：当日の受付時間内。

イ 前項③～⑤の場合

- (ア) 対象者：町内在住の成人。
- (イ) 貸出方法：貸出場所の受付において申出。所定の用紙に必要事項を記入のうえ、氏名・住所・生年月日が確認できるもの（運転免許証、学生証、健康保険証など）を提示。
- (ウ) 貸出期間：館内は、当日の受付時間内。館外は、1カ月間以内。
ただし、一旦返却手続を行った後、在庫に余裕がある場合に限り、再度の貸出を妨げない。

ウ 共通事項

- (ア) 貸出時に、利用者と職員の両方で駒と盤に不足等不備がないことを確認する。
- (イ) 返却時に、利用者と職員の両方で駒と盤に不足等不備がないことを確認する。
万一、駒や盤の紛失、破損又は汚損等が発覚した場合、利用者は島本町教育委員会が指定する物品を購入して弁償するものとする。